

旭川商店街サポートセンター助成金交付要領

〔別表 助成金対象経費一覧〕

費目	摘要
謝金	<p>講演講師、研修講師、イベント演芸出演者、(助成商店街等の構成員以外の者の限る。)専門家等に対する謝金(会場の提供及び物品の借用に関する謝金は、助成対象外。)</p> <p>※イベント企画会社に出演料等、謝金が生じる場合は、出演者氏名・金額がわかるものとする。</p>
旅費	<p>講師派遣旅費、商店街構成員の先進地視察旅費など。</p>
会場設営・環境整備費	<p>イベント開催に係る仮設電気工事費、舞台・音響・照明等の設備費、会場装飾費、看板等作成費、仮設トイレ等会場整備費など会場設営に係る経費。資源回収ボックス設置費、イルミネーション設備費など環境整備に係る経費。</p>
広報宣伝費	<p>イベント開催に係る広告掲載費、街頭放送、テレビ・ラジオCM経費、のぼり制作費、景品など事業実施に係る広告宣伝に係る経費。</p>
原稿料	<p>ポスター・チラシ・冊子等の素案作成及び校正依頼等に係る経費。</p>
印刷製本費	<p>ポスター、チラシ、案内状、会議資料、研修会資料、抽選券等外部に発注する印刷製本に係る経費。(コピー料金含む)</p>
通信運搬費	<p>郵便切手、ハガキ、郵送料、運搬料、電話料など。</p> <p>※電話料は、助成事業分として明確に区分できる場合に限る。</p>
消耗品費	<p>事業実施のために必要最低限の消耗品(1点2万円未満)材料費など。(領収書・レシート等で内訳がわからなければ、助成対象外)</p> <p>※商品販売に使用する紙コップ・包装容器・割箸等の消耗品は、助成対象外。</p> <p>※スタッフ用Tシャツ・ジャンパー等は、1着3000円以内のものに限る。</p>
使用料・賃借料	<p>会議・研修会等の会場借上料及び付帯設備使用料、イベント開催に係る会場借上料及び付帯設備使用料、事業実施に係る物品のレンタル代・リース代、空き店舗等の賃借料(商店街拠点化促進事業・空き店舗活用促進事業に限る。)</p>
備品購入費	<p>事業実施のために必要最低限のもので会長が必要と認めるもの。</p> <p>※備品とは、当該事業のみで使用されることが確認できるものであり、その性質及び形状を変えることなく、比較的長期の使用に耐えられるものをいう。</p> <p>※備品の使用については、レンタル・リースによる対応を基本とする。</p>
委託費	<p>イベントの企画立案や運営のほか、警備委託、アンケート調査や計画策定など事業の一部の業務を外部に依頼した場合の経費(委託に要する経費は、原則、事業経費総額の50%以内とする。)</p>
手数料	<p>臨時営業等に係る許可手数料、ゴミ処理手数料など。</p>
雑務費	<p>事業を行うために必要な臨時のアルバイト代やイベントでの会場警備費など。(助成商店街等の構成員以外の者に限る。)</p>
その他の経費	<p>損害保険料、イベント保険料のほか、クリーニング費用、その他会長が必要と認めるもの。</p>

(注) 納品書・請求書・領収書の宛先は、助成商店街等のものに限る。(但書き欄の記入を依頼。)

(注) 会議やイベント実施等に伴う飲食代、交際費、商品販売に係る原材料費及び商品販売に附随する消耗品等、仕入れ代は対象外。

(注) イベント実施状況等がわかる写真や画像データ等は必ず添付とする。